

NATO ユーゴ空爆被害者の 対独損害賠償請求訴訟（２）

ドイツ国内裁判所のヴァルヴァリン事件判決

山 手 治 之

- . はじめに
- . ボン地際判決（2003.12.10）
- . ケルン高裁判決（2005.7.28）（以上311号）
- . 連邦最高裁判決（2006.11.02）（以上本号）
- . 若干の考察
- . おわりに

. 連邦最高裁判決（2006.11.02）²⁷⁾

ドイツ連邦最高裁判所は、2006年11月2日、原告らはドイツ連邦共和国に損害賠償を求めるとはできないという下級審の判決を支持して、ヴァルヴァリン事件被害者らの上告を棄却した。

その要点は、次の通りである。

ハーグ陸戦条約3条、ジュネーヴ諸条約第1追加議定書91条について戦時国際法違反に対して、加害国に対する損害賠償請求権は、今日なお被害者個人にではなく、彼の本国にのみ帰属する。第二次世界大戦期の法状況については、2003年6月26日の連邦最高裁ディストモ判決²⁸⁾に詳しいが、本判決はこれを補充して第二次大戦以後の動きについて詳論した。

基本法34条と関連づけた民法典839条について

- a) ドイツの兵力が直接には参加せず、ただ支援措置に加わっていただけの NATO 空爆の国際法違反行為 それがあったと仮定して は、ドイツの公務の担い手(軍人)が具体的攻撃の細目について知らされていた場合に限って、職務義務違反の観点からドイツ連邦共和国に責任を帰属させることができるにすぎない。本件の場合、この要件を満たさない。

したがって、一般的に外国におけるドイツ国防軍の軍事行動に基本法34条と関連づけた民法典839条の職務責任(Amtshaftung)が適用可能か否かの問題は、論ずる必要がなくここでは未決定とする。

- b) 軍司令部が彼らの決定(NATO 空爆の目標設定の際の協力)に際して有する裁量の余地については、広範な裁量を認めて、明らかに恣意的と考えられる場合を除いて、司法審査に服さないとした。

以上からわかるように、本判決をケルン高裁の判決²⁹⁾と比較すると、

(1) 国際法上の個人請求権については、両者とも第二次世界大戦期はもちろん現在の国際法においても認められていないとする。その点では、2003年12月10日のボン地裁のヴァルヴァリン判決^{29a)}も同じ立場であった。しかし、ボン地裁およびケルン高裁の判決は、その論拠を第二次世界大戦期の法状況を説明した2003年6月26日の連邦最高裁ディストモ判決に多く依拠して、第二次大戦後の法状況の分析は必ずしも十分でない恨みがあったように私は思う。それに対して、今回の連邦最高裁判所の判決は、第二次大戦後の法状況に詳細な、しかも極めて堅牢な法解釈を加えている点に特徴がある。

私は以前2006年2月15日の連邦憲法裁判所のディストモ判決^{29b)}を紹介した際、これで第二次世界大戦期に生じた事件に関する限り、個人に国際法上の戦争賠償請求権が認められないことは、ドイツの国内判例法上はもはや最終的に確定したと考えられると述べたが、今回の連邦最高裁のヴァルヴァリン判決の内容の高度さからみて、これがリーディング・ケースとなって現在の事件に関してもこの判決の立場が確定していくのではないだ

ろうか。連邦憲法裁判所も、この点については連邦最高裁判所の立場に同調するのではないかという印象を私ほうける。

(2) ドイツ国内法に基づく請求権に関しては、結論として請求を認めない点においては同一であるが、理由の説明の部分には重要な相違がある。従来、ドイツ国家に帰属する戦争法規違反行為の被害者がドイツの国内法(ドイツの国家責任法(Staatshaftungsrecht))に基づいて個人的請求権を主張しうるか否かの問題に関して、第二次世界大戦期の行為については、連邦最高裁判所は上述の2003年6月26日のディストモ判決において、国内の国家責任法は戦時には適用が停止され特別の戦時国際法にとって代わられるとして、ドイツ国内法に基づく原告の請求権を否定した。また連邦憲法裁判所も2004年6月28日のイタリア兵抑留者判決³⁰⁾において、この最高裁の判決を援用して、ドイツ国内法によって請求権は与えられないと判示した。ところが、2005年7月28日にケルン高裁は上述のヴァルヴァリン判決において、第二次世界大戦期の事件ではなく現在の戦争または紛争の事件については、ドイツ基本法における基本的人権の位置づけからして、ドイツ国家責任法が一般に適用されうるという結論を下した。ただし、当該事件に関しては具体的にその要件を満たしていないために原告の請求を棄却した。実際の事件解決の結論はともあれ、理論的にはこのケルン高裁の判決は、ドイツの軍隊の構成員による戦争法規違反の被害者は、国際法上の請求権は有しないけれども、ドイツ国内法(国家責任法)に基づく請求権をドイツ国内裁判所において主張しうる可能性があることを肯定した点において(その論証は十分に成功していると私には思われないが)、極めて重要な意味をもった判決である。

これに対して、今回の2006年11月2日の連邦最高裁判決は、考察の順序を逆にして、本件事実関係がドイツ国家責任法適用の要件を欠くことを論証して、一般論としてドイツ国家責任法が適用可能か否かの問題は決定する必要がないとした。連邦最高裁判所が今回このようにこの問題に決着をつけなかったのは、判決の論理構成上必要がないという表向きの理由の

ほかに、連邦憲法裁判所がこの問題を未決定としている^{30a)}ことももちろん考慮に入れてのことであろう。

なお、ドイツ国家責任法(基本法34条と関連づけた民法典839条)の適用があると仮定しても、本件では具体的にその要件を欠き成立しないことの論証は、ケルン高裁の判決もこの点に関する部分は詳細で十分説得的であったが、連邦最高裁の判決は高裁判決の要旨を整理して再提示した上で論点ごとに再吟味している。その論理の厳正なることはさすがと思わせるものがある。

こうして、地裁、高裁、最高裁とも敗訴した結果、原告の一部は弁護士らの勧めにもかかわらず原告団から離脱したが、原告の多くはさらに連邦憲法裁判所に憲法異議の申立てを行った³¹⁾。従来例からみて、受理・不受理の決定が下されるまでに2～3年はかかるとされる。

なお、一言付言すると、本判決はわが国にとっても決して他人事ではない。たとえば、国連にオーソライズされた国際共同軍事作戦に自衛隊が参加した際、他の参加国の軍隊の戦争法規違反行為による被害者が、わが国に損害賠償を求めて訴えを提起してきた場合、いったいわが国の裁判所は国際法上の請求権を認めるのか、あるいは民法719条の共同不法行為者の責任を認めるのか。その解答を考えるに当たって、本判決は数少ない実定法資料の一つとして参考になるであろう。

それでは、以下に判決を邦訳する(ただし、事実の部分は省略)。

「連邦最高裁判所第 民事部は、2006年10月19日の口頭弁論を経て、裁判長 Schlick ならびに裁判官 Streck, Dr. Kapsa, Galke および Dr. Herrman により、次のごとく決定した。

2005年7月28日のケルン高等裁判所第7民事部の判決に対する原告の上告を棄却する。

(原告各自の上訴審費用負担額の割合省略)

事 実

（省略）

判 決 理 由

上告は理由がない。控訴審裁判所は請求を正当に棄却した。

控訴審裁判所は（すでに地方裁判所が行ったように）、ヴァルヴァリンの橋に対する攻撃に関連して原告またはその家族に被害を与えた国際法上の違法行為 いちおう仮定される は、被告国に対する原告の直接的な国際法上の損害賠償請求権または補償請求権を生じさせない、と正しく推論した。

１．a) 国家間の法としての国際法の伝統的概念は、個人を国際法の主体とみなさず、間接的な国際的保護しか与えなかった。外国の国民に対する行為による国際法上の違法行為の場合、請求権は被害者自身ではなく、彼の本国に帰属した。本国は、外交的保護の方法で、国際法が自国の国民に対して遵守されることに関して、自己自身の権利を主張した（当部判決 BGHZ 155, 279, 291³²⁾）。個人は、国家によって「支配」（メディアティジールング^{32a)}）された。すなわち、すべての国際法上の関係は排他的に国家の事項であり、国家はその限りで個人の利益をも仲介した。個人は、したがって不法行為の確認も不法行為の補償も請求することができなかった（同上判決 aaO）。

国際法における国家による個人の支配は、たしかに、第二次世界大戦後国際的人権保護の絶えざる発展と法典化の関連で修正を受けた。この発展は個人を少なくとも部分的な国際法主体として認めることを要求する（BVerfG NJW 2006, 2542, 2543³³⁾；Hobe/Kimminich, Einführung in das Völkerrecht, 8. Aufl., Kap 3. 4. 3, S. 160 f；Epping, in：Ipsen, Völkerrecht 5. Aufl. § 7 Rn. 3 f；Dlbruck,

in : Dahm/Delbruck/Wolfrum, Völkerrecht Bd. I/2, 2. Aufl., § 109, S. 260 ff; Doehring, Völkerrecht, 2. Aufl., Rn. 245; Hailbronner, in : Graf Vitzthum, Völkerrecht, 3. Aufl. 3. Abschnitt Rn. 218; Stein/v. Buttlar, Völkerrecht, 11. Aufl., Rn. 493; Herdegen, Völkerrecht, 4. Aufl., § 12 Rn. 2)。それ以来、人間の尊厳とその保護の「前国家性」(Vorstaatlichkeit)(Hobe/Kimminich aaO)という普遍的に受け入れられた観念と結びついて、ますます精密化する人権保障のネットが発展した。それにより人権は個人の生得の特権と解釈されなければならない。紛争法の個人に関連する規範も、国際法が個人にも直接権利を付与し義務を課すことができることを証明する(Ipsen, aaO, § 67 Rn. 4 参照)。個人がさらにますます たとえば国際刑法によって 個人として要求を突きつけられることが可能であり、そして個人が自己の行為に対して国際法上の責任を引き受けなければならない状況が、これに対応する。

b) しかし、このことは、条約上保護された人権に関するすべての規定が本当に個人の権利を定めることを意味しない。かなり多くの条約は、個人的権利を付与することなく、ただ人権の分野における国家の保護義務を規定するにすぎないと解される(Hobe/Kimminich, aaO S. 161)。とくに、国際法の遵守に対する被害者個人の一次法上の請求権は別として 外国の国民に対する国家の国際法違反行為についての二次法上の損害賠償請求権は、依然として原則的に本国にのみ帰属するというルールが、今日なお妥当する(ハーグ陸戦条約3条^{33a)}について BVerfGE 112, 1, 321³⁴⁾; BVerfG NJW 2004, 3257, 3258³⁵⁾; BVerfG NJW 2006, 2542, 2543³⁶⁾参照)。したがって、個人に利益を与えるそれぞれの国際協定について、それが個人の権利を基礎づけるものであるか否か、およびいかなる範囲において基礎づけるものであるか否か、すなわち、自主的な利益(つまり権利) それも場合によっては損害賠償に対する権利さえ が問題となっているのか、それともただ事実上の利益、つまり法的反射が存在するにすぎないのか、解釈によって確かめなければならない(Dörr JZ 2004, 574, 575³⁷⁾; Herdegen aaO § 22 Rn. 5)。

２．この原則にしたがって判断すれば、原告らは、1907年10月18日の陸戦の法規慣例に関するハーグ条約（ハーグ陸戦条約）３条に基いても、1949年８月12日のジュネーブ諸条約に対する1977年６月８日の国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する第１追加議定書（BGBl. 1990 II S. 1551；以下、第１追加議定書）に基いても、国際法レベルの損害賠償請求権を主張することはできない。これ以外の 国際法的 請求根拠は明白でない。

a) ハーグ陸戦条約３条 かつて支配的であった国家による個人支配の法観念からして本来明らかに国家間の性格しか有しなかった（BGHZ 155, 279, 291）³⁸⁾ は、この間に变化した個人の権利に関する国際法の見方を考慮しても、戦時国際法違反に対する個人の直接的補償請求権を根拠づけない（BVerfGE 112, 1, 32 f.³⁹⁾；BVerfG NJW 2006, 2542, 2543⁴⁰⁾）。たしかに、この規定の成立史は、それが個人の保護を目的とし、それにともない間接的に人権を保護する性格を有することを示している。しかしそのことから、その規定が被害者個人の国家に対する本来的に国際法上の直接的賠償請求権を根拠づけるという結論は出てこない。連邦憲法裁判所の判例によれば、個人の部分的国際法主体性の承認と条約による個人的不服申立手続の創設に至った人権保護レベルにおける発展にもかかわらず、外国の国民に対する国家の国際法違反行為に関する二次法的損害賠償請求権は依然として原則的に本国のみに帰属する（BVerfG NJW 2004, 3257, 3258⁴¹⁾；2006, 2542, 2543⁴²⁾）。

b) 第１追加議定書91条の規定についても、法的状況は結論としてこれと異なる判断はできない。なるほど、1977年の追加議定書のここで考慮に値する文民たる住民保護のための戦時国際法規定 とくに追加議定書51条 は、国際人道法の禁令の遵守に対する（一次的）請求権の意味における被害者個人（文民）の権利を基礎づけるかもしれない（ハーグ陸戦条約３条に関して BVerfG NJW 2004, 3257, 3258⁴³⁾ 参照；他の見解 Dörr JZ 2004, 574 575⁴⁴⁾；ders. JZ 2005, 905, 908⁴⁵⁾）。しかし、いずれにしても、そのことから、

この禁令の違反があった場合の個人的(二次的)補償請求権は、国際法の実践における第1追加議定書91条の文面、成立史および今日までの取り扱いからみて生じない。

aa) (1) 第1追加議定書91条は、「諸条約またはこの議定書に違反した紛争当事者は、必要な場合には、損害賠償の義務を負う。」(第1文)「紛争当事者は、自国の軍隊に属する者が行ったすべての行為について責任を負う。」(第2文)と定める。これはハーグ陸戦条約3条と文言がほとんど一致している。そのことは、第1追加議定書91条はすでにハーグ陸戦条約3条によって適用されている法的状況を(ただ)確認し、それをジュネーブ(赤十字)4条約および追加議定書に及ぼすものであり、それゆえ追加議定書91条はハーグ陸戦条約3条と同じ意味を有する、という一般の見解と符合する(Heintschel v. Heinegg, in: Heintschel v. Heinegg u.a., Entschädigung nach bewaffneten Konflikten [2001], 1, 38; Wolfrum, in: Fleck, Handbuch des humanitären Völkerrechts in bewaffneten Konflikten, Tz. 1214)。追加議定書が作成された会議の議事録からも、締約国がハーグ陸戦条約3条を越える意味を追加議定書91条に付与するつもりであったことを示す根拠は見出されない(Official Records of the Diplomatic Conference on the Reaffirmation and Development of International Humanitarian Law applicable in Armed Conflicts, Geneva 1974-1977, Vol. III, S. 347; Vol. IX, S. 355 f, 397; Kalshoven, in: International and Comparative Law Quarterly Vol. 40 [1991], 827, 844 ff 参照)。もし締約国がそのとき関係者のために個人的賠償請求権を創設するつもりであったならば、たとえば追加議定書の交渉の時点で有効であった1950年11月4日の人権および基本的自由の保護のためのヨーロッパ条約(MRK, ヨーロッパ人権条約)5条5項「それは人権を侵害された個人の明示的な損害賠償請求権を規定している」に倣うことができたはずである。武力紛争における国際人道法違反に対する国家の責任について、それと同様なものが意図されたことを示唆するものは何もない。

（2）ジュネーヴ追加議定書のときに、国家責任の原則にしたがって国家間の補償請求権のみが話題になり個人の直接的請求権は話題にならなかったことは、内容からいってなかでも国連国際法委員会（International Law Commission, ILC）の2001年の国家責任法草案（2001年12月12日の国連総会決議 56/83 に添付；Sartorius II Nr. 6⁴⁶⁾に収録）も、42条以下において他の国家の責任に対する被侵害国の主張の権限のみ規定し、被害者個人の個人的請求権は規定していないことによって確認される。これらの諸規定はたしかに国際慣習法を法典化するものである限り実定国際法しか含まない（Schroder, in: Graf Vitzthum, aaO, 7. Abschnitt Rn. 7）。それでもなお、それらはいずれにしても逆の信念が今なお形成されていないことを示している。国際法上の不法行為請求権は、むしろ今後も国家から国家への（賠償）給付の根拠と考えるべきである（Heintschel v. Heinegg, aaO S. 25）。とくに一般人権法に対する国際人道法の特殊性からしても（Heintze HuV-I 2003, 172, 174 f⁴⁷⁾参照）、一定の場合に人権を侵害された個人に加害国に対する個人的申立権を認める規定が存在する（たとえばヨーロッパ人権条約34条）ことだけから、第1追加議定書91条の異なる解釈を導き出すことはできない。

bb) ジュネーヴ諸条約追加議定書コンメンタール（de Preux, in: Sandoz/Swinarski/Zimmerman, Commentary on the Additional Protocols [1987] Rn. 3657）も、第1追加議定書91条について、特別の例外的な場合を除き⁴⁸⁾、戦争当事者の違法行為により被害を受けた外国の個人は自国政府を頼らなければならず、自国政府が彼らの申立てを加害国家に提起するであろう、と結論している。de Preux（aaO）が同時に個人による権利の行使を認める1945年以降の「傾向」について指摘する限りでいえば、これは国際法の文献における類似の指摘または主張（Kleffner, in: 15 LJIL [2002], 235, 244 ff, 250⁴⁹⁾；Zegveld, in: 85 IRRC [2003], 497, 505 ff⁵⁰⁾；Dörr JZ 2005, 905, 909⁵¹⁾参照）と全く同様に 国際人道法の分野に関しては、将来を志向した、しかしいずれにしてもいまだ国際法の実行には移されていない理

想の観念の表現以上の内容をもたない。国際人道法の分野においては、一次的行為義務違反から通常侵害された権利の担い手の二次的請求権が生じるという一般不法行為法の原則(Dörr aaO S. 909)は、限られた事実的認知しか見出されない。

その点で、国際人権規定または国際人道法違反の被害者の救済および補償に対する権利に関する原則およびガイドライン草案(2000年1月18日の人権委員会文書E/CN.4/2000/62,S.1 ff)からも、将来を志向した努力より以上のものを読みとることはできない(Zegveld aaO S. 498 ff⁵²)も参照)。ちなみに、そうでなくても法的拘束力のない研究と勧告の再現にすぎない(Hobe/Kimminich aaO Kap. 13. 1. 4, S. 398 参照)この草案の論述は、ここで問題になっている種類の請求権の個人志向性に対する具体的結論たとえば第一追加議定書91条のそれにふさわしい「ダイナミックな」解釈を目指した を可能にするにはあまりに一般的すぎる。

c) 国際人道法違反に関する被告国に対する国際法上の損害賠償請求権の原告らの すべての点で失敗した 積極的正当化は、国際法の一般的規定は連邦領域の住民に対して直接権利および義務を生ぜしめることを規定した基本法25条第2文後半からも(直接)導き出すことはできない。この規定にもとづいて、国際法上の個人の「一次的請求権」(上述b参照)から、あるいはドイツの住民に関しては違反国としてのドイツに対する損害賠償請求権の根拠が生じるかもしれない(Herdegen, in: Maunz/Durig GG⁵³) [Stand: Augst 2000] Art. 25 Rn. 50 参照)。しかし、本件においてはいずれにせよかかる請求権の根拠は原告らに関して問題にならない。なぜならば基本法25条第2文後半は外国における外国人には関係がないからである(Dörr JZ 2004, 574, 576⁵⁴ 参照)。

3. ハーグ陸戦条約3条および/または詳しくいえば別個の国際法規定である第1追加議定書91条から、直接行使可能な個人的請求権が導き出され

うるか否かという上述の 当部によって否定された 問題は、基本法100条2項に従って連邦憲法裁判所に付託する必要はない。付託義務は、当該問題が「疑わしい」場合、つまり裁判所が判例や文献の中に真面目に受けとるべき疑念に遭遇する場合にはじめて生じる（BVerfG NJW 2006, 2542, 2544）⁵⁵⁾。しかし、上述したところからして、現行国際法の一般的理解によれば、本件のような事件の被害者個人が損害賠償を たとえ国際法文献の個別的意見によってそれが望ましいものとされていようと 要求することができないことは明らかである。とくに、かかる個人的（国際法上の）損害賠償請求権の請求者による積極的正当化を明白に肯定し判決理由として採用した（国際および国内の）判決は一つも見られない。またそのほかに、違反国家に対するかかる個人的損害賠償請求権が国際法的実践において承認されたとことを示唆するものは何も存在しない。

４．ヴァルヴァリンの橋の攻撃に関連した何らかの違法な侵害に関する被告国の原告らに対する国際法上の補償義務が、原告らの積極的正当化が失敗して存在しない以上、国際法上の不法行為にもとづく被告国の（共同）責任が、特定の職員の不法な作為または不作為とは関係なく、ただ Kosovo 紛争への NATO 介入に対する被告国の参加だけに基づいて問題になるか否か、あるいはいかなる条件において問題になるか否か、という問題 それは事情によっては基本法100条2項による連邦憲法裁判所への付託義務の理由となる もまた成立しない（この問題領域については、Epping, in: Ipsen aaO § 31 Rn. 40 ff; Stein/v. Buttler aaO Rn. 1125 ff, 1129; その他参照）。

控訴審裁判所は、前に国際法的排他性（völkerrechtliche Exklusivität）の観点では排除されなかった（BVerfGE 94, 315, 330 ff⁵⁶⁾；当部判決 BGHZ 155, 279, 293⁵⁷⁾）国内法（ドイツ法）に基づく原告らの被告国に対する損害賠償請求

権も正しく否定した。

かかる請求権の請求根拠としては、基本法34条と関連づけた民法典839条のみが問題になる。これに関して、当部は、第二次世界大戦終了までの職務責任法(Amtshaftungsrecht)の理解によれば、外国における軍隊の戦争行為はワイマール憲法131条と関連づけた民法典839条の職務責任の適用対象から除外されると判示した(BGHZ 155, 279, 295 ff)。基本法発効後もこれを堅持すべきか否かは控訴審裁判所はこれを否定した、本法廷は未決定とする。いずれにしても、本係争事件においては、職務責任法にもとづく原告らの被告国に対する損害賠償請求権は、コソヴォ紛争におけるヴァルヴァリンの橋に対する攻撃に関連して、ドイツの軍人または司令部の職務義務違反 文民たる住民の保護のための国際人道法(戦時国際法)規定の具体的(有責の)違反の意味における が存在しないから成立しない。

1. 控訴審裁判所は、責任法上被告国に責任を負わせることのできる国際法違反行為が立証できないことを以下のごとく説明する。橋を攻撃したのは、議論の余地なく被告国ではなかった。被告国がそもそも NATO 空爆作戦に参加したという理由だけで、この攻撃について責任を被告国に負わせることはでない。連帯債務責任を規定する NATO 軍地位協定は、本件には関係がない。ドイツ職務責任法によれば、ドイツ連邦共和国の軍人自身の加害行為が存在しないから、責任はただ民法典830条に関して、すなわち共同行為者または幫助者として生じるだけである。一つの(客観的)援助的関与があるいはドイツ航空機による空中護衛の供与としてあったかもしれない。原告らの主張によれば、護衛はヴァルヴァリンの橋の攻撃にも行われた。しかし、その点で非難可能な職務義務違反は、援護行為の「非難可能性」(“Vorwerfbarkeit”) すなわち、その攻撃は具体的状況によれば国際法違反またはまさに戦争犯罪的であること についての認識または少なくとも過失による不認識があった場合にのみ存在する。その点

に関しては何も述べられていない、すなわち何も明白でない。そもそもこの日ヴァルヴァリンの橋が攻撃されることを被告国が知っていたと、一度も主張されていない。被告国の責任は、当時の空爆作戦の目標にヴァルヴァリンの橋を採択した際の協力 原告らの主張によれば拒否権の不行使 からも生じない。この種類の決定に際しては被告国に広範な判断の余地（Beurteilungsspielraum）が与えられる。この判断の余地は、決定が恣意的または明らかに国際法に違反する場合を除いて、原則として司法審査に服さない。それはここでは問題にならない。ヴァルヴァリン市またはその橋は、同条２項から明らかなように、原告らの主張に反して第１追加議定書59条の意味における「無防備地区」（“unverteidigter Ort”⁵⁸）に該当しない。ヴァルヴァリンのそのような橋は、武力紛争の場合 概念的に考えて いつも真っ先に潜在的軍事目標とされる。その上、問題の橋は、たしかに幹線交通路ではないが、しかしコソヴォに達する道路網の一つであった。それゆえ、その橋は、他の とくに優先的に利用される 交通路が破壊された場合、少なくとも小規模の部隊と物資のコソヴォへの輸送に潜在的に適していた。したがって、この観点においても、万一を考えて目標リストに採用することを恣意的（willkürlich）かつ全く不当な（völlig unvertretbar）ものとみなすことはできない。

２．以上の説明は、 そもそもドイツ責任法に基づく被告国の責任が問題になると仮定して 法的再審査に耐えうるものである。

a) aa) ヴァルヴァリンの橋に対する攻撃への被告国の兵力による 証明されていない 直接的支援に関して、１番から10番および12番から27番までの原告らの上告理由書は、控訴審裁判所の説明は矛盾しており無意味だと批判する。しかし、被告国の兵力による空中護衛は実はヴァルヴァリンの橋への攻撃のための援助であったが、ドイツの軍人または司令部は実際の空爆の詳細を知らなかったということはまったくあ

りうることである。そして、上訴法上は、原告らの逆の立証すなわち証拠に基づいて証明された主張がない以上、そこから出発しなければならない。彼らが“need to know”の実務原則　これにより、個々の加盟国のすべての兵力は、そのときどきの作戦への彼ら自身の参加に必要な情報のみ手中にした　にしたがって攻撃の詳細について情報をもたなかったことは、上告と逆に彼らの責任とすることはできない。

bb) 責任法上何人かによってなされた複数の原因に基づく損害が問題の事件では、連帯債務責任はいずれかの原因が他より基本的か否かによって区別されないことが無視されているという上告の別の異議も、異なる判断に帰着しない。上訴法上基礎とすべき事情によれば、ドイツ軍の構成員はその出撃当日彼らが空中護衛すべき飛行機の目標の詳細について、そしてとくにヴァルヴァリンの橋に対する攻撃の方法について情報を提供されていなかったから、彼らには共同行為者または幫助者(民法典830条)として攻撃の責任を負わせるために必要な故意が欠けていた。二つの上告理由書が十分に考慮に入れていないこの故意には、文民たる住民に対する攻撃または少なくとも「無差別な攻撃」(“unterschiedsloser Angriff”)(第1追加議定書51条5項(b))⁵⁹⁾が生じることについてのドイツの機関の承知　少なくともよしとする受容　が必要である。それについて何も立証されていない。原告らの証拠によって証明された主張も何一つない。

b) NATO 空爆作戦の目標にヴァルヴァリンの橋を採用したことに対する被告国の協力　原告らが主張し被告国が反論した　も、かかる決定は軍の指揮機関の広範な、その限りで司法審査に服さない判断の余地の枠内で行われたものであり、とくに明らかに国際法に違反しかつ全く不当なものではないから職務義務違反と判定することはできないという、控訴審裁判所の評価に対する上告は成功しない。

aa) それは、一定の主権的分野においては、所轄官庁に、それが決定した措置に関して、その特別の性格からして、職務責任訴訟においてその実質的な正当さ（sachliche Richtigkeit）について無制限の審査を受けない判断の余地が与えられているとする、一貫した判例の立場と一致する。それで、たとえば検察官の一定の措置は、それが適当である（是認できる）（vertretbar）⁶⁰ ものかどうかという観点からしか審査できない（2000年5月18日の当部判決 III ZR 180/99 NJW 2000, 2672, 2673. その他）。控訴審裁判所は、（原告らの主張によれば）NATO 軍事委員会において戦略的に適した目標を共同して決定しうる被告国の代表に、軍用機の低空飛行が主権的な任務の遂行にどうしても必要かどうかの審査に際して連邦国防省に認められたように（当部判決 BGHZ 122, 363, 369; また、外交分野における連邦政府の判断・評価に関して BVerfGE 68, 1 およびドイツ連邦共和国の所轄国家機関によるドイツの国際法的地位の判断に関して BVerfGE 55, 349, 367 f; 77, 137, 166 f 参照）、今も行われている司法審査に服さない裁量または判断の余地（Ermessens- bzw. Beurteilungsspielraum）を正当に認めた。上告がかかる判断の余地は「厳格に遵守されねばならない戦争法規（ius in bello）の規定」に関しては認められないと考えている限りでいえば、それに従うことはできない。ここで問題なのはこの規定の抽象的内容ではなくて、その具体的適用における場所的・軍事的状況の判断である。控訴審裁判所が、その限りで、全く不当な場合および明らかに国際法に違反する場合にはじめて判断の余地の限界が逸脱されるとみていることについて、異議を唱えることはできない。

bb) 控訴審裁判所は、異論の余地のない事実審的評価において、（原告らが主張した）NATO 作戦の目標リストへのヴァルヴァリンの橋の採択に同意したことに関して、この限界は逸脱されなかったと考えた。伝統的にとりわけ道路、鉄道、橋、通信施設のごときインフラストラクチャーは軍事目標（第1追加議定書52条2項第2文⁶¹参照）の一部とみなされているから、この評価は手近にあった。それは、たとえ実際の軍事

攻撃の決定は最終的に橋の破壊(この時点での)が明確な軍事的利益をもたらす条件でのみ行うことが許されたとしても、「その時点における状況において」(52条2項第2文末尾) すなわち目標リストへの採択の際には 被告国の観点から査定基準として十分であった。控訴審裁判所は、被告国は目標選定に同意するにあたって、あるいは起こりうる攻撃は国際法を遵守して行われることを信頼することができたと、法的な誤りなく述べた。

c) コソヴォ紛争において被告国によって共同決定され開始された軍事作戦中のあるいは起こるかもしれないすべての国際法違反事件を、個々のケースにおける被告の知識や具体的な協力と無関係に、被告国にその職務義務違反として責任を負わせようと原告らが意図する結果は、上告理由書が試みるように、被告国の負担への「立証責任の転換」を一括指示することによって達成することはできない。ヴァルヴァリンの攻撃に関する軍事的出来事およびそれに対する被告国の寄与について、訴訟で行われたより以上のものを報告することは、本件職務責任訴訟における被告国に期待できない。事実審判事は、この状況にあって 意図せずして戦闘事故にまきこまれた文民としての原告らの情報および証明の困難、とくに問題の攻撃の際の NATO 加盟国間の任務の配分についてのそれを考慮に入れても、ドイツ職務責任訴訟における説明・証明責任に関して一般に適用されている原則 それによれば主張された請求根拠の構成要件を満たすべき事実について説明するのは請求提出者のなすべき仕事である を適用することを要請された。それは本件では原告らの負担である。

3. 要するに、空爆作戦は NATO 共同体の加盟国によって決定され実行されたのであるから、文民たる住民の保護権を侵害する軍事行動に対する損害賠償請求権は、被害者に対する具体的な加害者を確定することができなくても、NATO 各加盟国に対して提起されるはずであるという上告の

観点は正しくない。

a) かかる見解が国際法上の賠償請求権（国家から国家への、上述 4 参照）の検討にあたってその具体化が見出されるかどうか、およびどの程度見出されるかどうかは、未決定にしておいてよい。ここで唯一ともかく問題になっている国内の職務責任法（民法典839条と関連した基本法34条）に基づく損害賠償請求権については、この観点による賠償責任の拡大は考慮に値しない。すでに職務責任の個人的論理構成からして（Staudinger/Wurm BGB [13. Bearb. April 2002] § 839 Rn. 21 ff, 24 参照），国家は原則として、国家による責任のひき受け（基本法34条による）がない場合に官吏自身が負わなければならない（民法典839条により）のと同じ範囲においてのみ責任を負う。それゆえ、職務責任は原則としてドイツの官吏の有責の誤った行動のみをうけ継ぐことができる。他の国家の軍隊の主権に基づく行為は、職務責任法上一般にドイツ連邦共和国の責任とすることはできない。

b) 上告は、上述の評価に対して、当部判決 BGHZ 122, 363, 366（なお、1975年10月30日の当部判決 III ZR 79/73 VersR 1976, 276, 277⁶²⁾参照）によれば、ドイツのある宅地上空の NATO 軍用機の低空飛行により居住者が健康上の損害を受ける場合、特定の加害者が確認できなくても、ドイツ連邦共和国の連帯債務責任が問題になるを援用するが、それは成功しない。この責任は、NATO 軍地位協定による外国軍隊のドイツ駐留という特別の状況から（NATO 軍地位協定 条5項 e, ii および iii の適用により⁶³⁾生じる。NATO 軍地位協定によれば、被害者の賠償請求はドイツ法に従って処理され⁶⁴⁾、NATO 締約国の間で決まった方式により割り当てられる。それは、当部の上述の判決（aaO）によれば、事情によっては、当該（国内における）損害に対するドイツ連邦共和国の対外責任の意味における効果 それも危険責任（Gefährdungshaftung）の観点における

をもつこともありうる。しかし、NATO加盟国の軍隊が他の加盟国の領域に駐留するにあたって受入国と派遣国の権利および義務を規律するこの協定の適用範囲は、本件のごとく非加盟国における NATO の共同軍事作戦に参加する場合を含まない。

Schlick Streck Kapsa Galke Herrmann」(サイト版2~20頁)

- 27) BGH, Urteil vom 2. November 2006, AZ: III ZR 190/05. この判決は、ドイツ連邦最高裁判所のサイト < <http://www.bundesgerichtshof.de/> > から入手可能。
- 28) Az: III ZR 245/98, BGHZ 155, 279; NJW 2003, 3488. また、ドイツ連邦最高裁判所のサイト (<http://www.bundesgerichtshof.de/>) から入手可能。この2003年6月26日の連邦最高裁判所民事第3部ディストモ判決の邦訳は、山手治之「ドイツ占領軍の違法行為に対するギリシャ国民の損害賠償請求訴訟(2)」『京都学園法学』52号(2007)47-69頁参照。
- 29) Az: 7 U 8/04. NJW 2005, 2860. 判決文は、ケルン高等裁判所のサイト (<http://www.olg-koeln.nrw.de/home/index.htm>) (presse archiv とクリック), およびノルトライン=ヴェストファーレン州司法省の Rechtsprechung NRW (<http://www.justiz.nrw.de/RB/nrwe2/index.php>) から入手可能。邦訳は、本稿(1), 『立命館法学』311号(2007年)191-208頁参照。
- 29a) Az: 1 O 361/02. NJW 2004, 525; JZ 2004, 572. 判決文はまたノルトライン=ヴェストファーレン州司法省の判例データベース・サイト Rechtsprechung NRW (<http://www.justiz.nrw.de/RB/nrwe2/index.php>) から入手可能。邦訳は、本稿(1), 『立命館法学』311号(2007年)181-191頁参照。
- 29b) Az: 2 BvR 1476/03, NJW 2006, 2542. また、ドイツ連邦憲法裁判所のサイト (<http://www.bundesverfassungsgericht.de/>) から入手可能。邦訳は、山手治之「ドイツ占領軍の違法行為に対するギリシャ国民の損害賠償請求訴訟(2)」『京都学園法学』52号(2007)69-82頁参照。当該箇所は、70頁。
- 30) Az: 2 BvR 1379/01. NJW 2004, 3257. また、ドイツ連邦憲法裁判所のサイト (<http://www.bundesverfassungsgericht.de/>) から入手可能。内容については、山手、同上, 『京都学園法学』52号(2007)100-101頁(注(17b)), 106-107頁(注(17d))参照。
- 30a) 2006年2月15日の連邦憲法裁判所のディストモ判決。上記注(29b)参照。当該箇所は、『京都学園法学』52号(2007)78-79頁。
- 31) 2007年2月22日に提出された長文の憲法異議申立書(改定版)が、“Internationales Europäisches Tribunal über den Nato-Krieg gegen Jugoslawien” という名の団体のサイト < <http://www.nato-tribunal.de/> > から入手可能。
- 32) 上記注(28)参照。
- 32a) 原語は、“mediatisieren” で、神聖ローマ帝国で直臣(直臣領)の地位を剥奪して地方領主に隷属させ、皇帝(帝国)の間接統治下に置くことを意味する。ここでは、個人が国際法の直接的主体の地位になく国際法と個人の間で国家が介在することを、国家を地方領主になぞらえて比喩的に表現したのであろう。

- 33) 2006.2.15の連邦憲法裁判所のディストモ判決(Az: 2 BvR 1476/03)。上述注(29b)参照。
- 33a) 本判決は、この場合のみならずすべての場合に、ハーグ陸戦条約を指す略語として同条約付属議定書ハーグ陸戦規則の略語であるHLKOを使用している。以下、いちいち断わることなく条約と読み直して訳した。
- 34) 連邦憲法裁判所第2小法廷の2004年10月26日のソ連占領地区における収用に関する判決。判決文は、掲出のBVerfGE, 112, 1のほか、NVwZ (Neue Zeitschrift für Verwaltungsrecht) 2005, S. 560にも掲載されている。また、連邦憲法裁判所のサイト<<http://www.bundesverfassungsgericht.de/>>から入手可能。さらに、この判決の場合、裁判所の公定英訳文も入手可能(<http://www.bverfg.de/entscheidungen/rs20041026_2bvr095500en.html>)。
- 35) 上記注(30)参照。
- 36) 上記注(29b)参照。
- 37) Oliver Dörr, Juristenzeitung 2004, S. 574-577。これは本ヴァルヴァリン事件のボン地裁判決(上述注(29a)参照)の評釈である。
- 38) 上記注(28)参照。
- 39) 上記注(34)参照。
- 40) 上記注(29b)参照。
- 41) 上記注(30)参照。
- 42) 上記注(29b)参照。
- 43) 上記注(30)参照。
- 44) 上記注(37)参照。
- 45) Oliver Dörr, "Privatisierung" des Völkerrechts, Juristenzeitung 2005, S. 905-916。
- 46) Carl Sartorius, Verfassungs- und Verwaltungsgesetze 2. Internationale Verträge, Europarecht, Textsammlung, Verlag C. H. Beck。なお、この国家責任条文案の邦訳は、松井芳郎編集代表『ベーシック条約集2007』(東信堂, 2007年)144頁以下参照。
- 47) Hans-Joachim Heintze, *Zum Verhältnis von Menschenrechtsschutz und humanitärem Völkerrecht*, Humanitäres Völkerrecht- Informationsschriften (HuV-I) (=The Journal of International Law of Peace and Armed conflict, JILPAC) 2003, Heft 4。
- 48) 例外的場合として、コンメンタールはドイツ連邦共和国の1950年12月12日の"Bundesversorgungsgesetz" (1 Bundesgesetzblatt 791, 1950)の一例をあげるのみである(1056頁注(18))。
- 49) Jann K. Kleffner, *Improving Compliance with International Humanitarian Law Through the Establishment of an Individual Complaints Procedure*, 15 Leiden Journal of International Law 237-250 (2002)。
- 50) Liethbeth Zegveld, *Remedies for victims of violations of international humanitarian law*, International Review of the Red Cross, Vol. 85, No. 854 (2003), p. 497-528。赤十字国際委員会のサイト<<http://www.icrc.org/web/eng/siteeng0.nsf/html/home!Open>>から入手可能。
- 51) 上記注(45)参照。
- 52) 上記注(50)参照。

- 53) Theodor Maunz/Günter Dürig: Grundgesetz Loseblatt-Kommentar, erstmals 1958, C. H. Beck.
- 54) 上記注(37)参照。
- 55) 上記注(29b)参照。
- 56) Az.: 2 BvL 33/93. BVerfGE 94,315. この第二次大戦期強制労働判決については、すでに関連部分の翻訳を含めて、かなり詳細な紹介・分析を行った。山手「ドイツ占領軍の違法行為に対するギリシャ国民の損害賠償請求訴訟(2)」、『京都学園法学』52号(2007)85-96頁(注(12)(13))参照。
- 57) 上記注(28)参照。
- 58) 追加議定書59条1, 2項は、次の通り規定する。
- 1 紛争当事者が無防備地区を攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。
 - 2 紛争当事者の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近又はその中にある居住地区であって敵対する紛争当事者による占領に対して開放されるものを、無防備地区として宣言することができる。無防備地区は、次のすべての条件を満たしたものとす。(傍点山手)(以下略)
- 59) 第1追加議定書の51条(文民たる住民の保護)中の「無差別な攻撃」の禁止に関する4, 5項を以下に掲げておく。
- 4 無差別な攻撃は、禁止する。無差別な攻撃とは、次の攻撃であって、それぞれの場合に依じて、軍事目標と文民または民用物とを区別しないでこれらに打撃を与える性質を有するものをいう。
 - (a) 特定の軍事目標のみを対象としない攻撃
 - (b) 特定の軍事目標のみを対象とすることのできない戦闘の方法及び手段を用いる攻撃
 - (c) この議定書で定める限度を超える影響を及ぼす戦闘の方法及び手段を用いる攻撃
 - 5 特に、次の攻撃は、無差別なものと認められる。
 - (a) 都市、町村その他の文民又は民用物の集中している地域に位置する多数の軍事目標であって相互に明確に分離された別個のものを単一の軍事目標とみなす方法及び手段を用いる砲撃又は爆撃による攻撃
 - (b) 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃
- 60) vertretbar の訳語についてであるが、行政裁量論を研究されているわが国の行政法学者は、Carl Hermann Ule の学説の紹介に関連して、vertretbar を「代替できる」「代替可能な」と訳し、Vertretbarkeit を「代替性」「代替可能性」と訳されているようである。たとえば、アトランダムであるが、若干の著書から引用すれば、次のような具合である。
- 「〔不確定概念の適用の場合 山手〕パッホフやウレの見解では、このような場合、かりに行政裁判所での解釈が行政庁のそれと異なっても、行政庁が義務に忠実な判断に従ってその結論に達し、その合理性が一応認められて自己の解釈に代替

できる (vertretbar) ものである限り、裁判所はこれを尊重し、その審理は、この限界が保持されているかどうかに限られるべきであるというのである。」(田村悦一『自由裁量とその限界』有斐閣、1967年、105 - 106頁)

「その一は、行政庁の解釈と裁判所のそれとが異なるとしても、行政庁の結論に一応の合理性が認められ、裁判所が、自己の解釈にこれを代替できるときは、裁判所は、そのような行政庁の解釈を尊重すべきである、というパッホフ、ウレの説明である (Vertretbarkeitstheorie)。」山田幸男「自由裁量」(『行政法講座第2巻・行政法の基礎理論』有斐閣、1964年、所収) 150頁。

「ウーレは、不確定概念は一義的に内容を決定しうる法概念ではなく、価値評価ないし価値判断と不可分の概念であるから『限界事例』(Grenzfälle) においては代替可能な複数の決定が存在しるのであって、それらはいずれも適法なものたりうるとする代替可能性説 (Vertretbarkeitstheorie) をとく。」宮崎良夫「各国行政法・行政法学の動向と特色 西ドイツ」(『現代行政法体系第1巻・現代行政法の課題』有斐閣、1983年、所収) 266頁。

「ウーレは、右の議論のほかさらに二つの主張を付け加えている。まず、第一の主張は、行政庁の判断が裁判所の判断に優先する事例を、通常人の間においても異なる判断が生じうる 限界事例 (Grenzfälle) において行政庁の判断が代替可能 (vertretbar) なときに限定せよ、ということである。」(高橋滋『現代型訴訟と行政裁量』弘文堂、1990年、14頁)

「そこでウーレは、限界事件 (Grenzfälle) においては、認定された事実関係に基づく行政庁の見解が代替できるもの (vertretbar) である場合には、行政裁判所は行政庁がなした事実関係の判断に従うことができるという結論に達する。その場合、行政裁判所は自己の価値判断を行政庁の価値判断に置き代えることを放棄しなければならぬのである。」(宮田三郎『行政裁量とその統制密度』信山社、1994年、64頁)

「実体的判断代替的審理方法の母国である西ドイツにおいても、いわゆる不確定法概念 (unbestimmter Rechtsbegriff) に対する事実の包摂 (Subsumtion) について、可否いずれともいえる境界的事例 (Grenzfall) においては (ただし、この場合のみ、実体的判断代替的審理原則の例外として) 行政庁の判断を尊重すべきものとする、いわば一種の要件裁量を認めるに近い判断余地説 (Lehre vom Beurteilungsspielraum) (パッホフ)、代替可能説 (Vertretbarkeitslehre) (ウレ) が判例上も部分的に承認されている。」(阿部康隆『行政裁量と行政救済』三省堂、1987年、132頁)

「第一の選択肢 (判断余地の選択ないし代替可能性説の採用) は、『有害な環境影響その他の一般公衆及び近隣にとっての危険、重大な不利益ないし重大な生活妨害をもたらすおそれのないこと』という要件についても、学説上は少数説にとどまり、裁判実務には受け入れられなかった。フェルデ事件控訴審 (1976年) 判決は、上記の要件は『判断余地を含まない不確定法概念 (unbestimmte Rechtsbegriffe ohne Beurteilungsspielraum)』により定められており、判断余地は限界事例における代

替可能性 (Vertretbarkeit) という観点を入れてもなお認められない、と述べて連邦行政裁判所をはじめとする判例の大勢に従い、環境法に関しても代替可能性を主張するウレ等の提案を明示的にしりぞけている。」(高木光『技術基準と行政手続』弘文堂、1995年、45頁)

しかし、この代替可能というのは、いったい何と代替可能なのか。田村教授(山田教授も同調)は「自己の解釈に代替できる」と説明されているが、しかし教授が引用されているウレの著書・論文には「自己の解釈に」という文言はない。田村教授がそう解釈されて、付け加えられたものであろう。

これに対して、宮崎教授は、可能な複数の決定相互の間で代替可能と解釈されているように思われる。その他の方々は説明されていないので分からないが、高橋、宮田両教授の場合、読みようによれば田村説にとれないこともない。

行政法の専門家の理論に門外漢が疑問を呈して恐縮であるが、この場合 vertretbar は代替可能という意味で使われているのではなく、この語の意味としてはより基本的な支持(是認)できる、適当(適切)であるといった意味で用いられているのではないか。そうとらないと、本件判決の意味が通じないし、とくに本件で引用されている2000年5月18日の連邦最高裁判決は、原告(放火犯被疑者)2名の起訴に関する決定が刑法170条(捜査の終了)の検察官の義務に違反するか否かが争われた職務責任訴訟であるが、本件決定の審査は決定の正しさ(“Richtigkeit”)についてではなく、それが“vertretbar”か否かについて行われなければならないとして、各原告の起訴の Vertretbarkeit について詳細な検討を行っており、vertretbar を代替可能と解釈しては意味が全く通じない。

そこで、私の解釈が正しいかどうか、ウレはこの言葉をテツナーから採用したといわれている(Horst Ehmke, “Ermessen” und “Unbestimmter Rechtsbegriff” im Verwaltungsrecht, J.C.B. Mohr, 1960, SS. 32-33 参照)ので、Friedrich Tezner, Das freie Ermessen der Verwaltungsbehörden, Franz Deuticke, 1924 を調べて、その160頁に、行政裁判所の審査は行政庁の考えが「ob sie vertretbar, ob sie gedanklich möglich ist, ob sich, was die Behörde ausspricht, “hören läßt”」か否かの判断に限られねばならぬ云々と述べているのを見つけた。また、すでに一般的な法律用語として、Deutsches Rechts-Lexikon, Band 3, C. H. Beck, 2001, S. 4600 には、「Vertretbare Entscheidung は、それが正しくなく(unrichtig)、かつ他の解決の可能性が優先されるべきことが、一般的に納得のいく論証によって証明されない決定である。Vertretbare Entscheidung が問題になるのは、法の適用が数学のように正確な方法によって行うことができないこと、また事実の立証も必ずしも究極的な正確さは期しがたいことに因る。行政庁の Vertretbare Entscheidung が裁判所によって取り消すことができるか否かは、三権分立の原則からして疑わしい。(以下略)」と説明されている。

そして、さらに、わが国の行政法学者のなかにも、私と同じ理解をされている方がいることも分かった。すなわち、園部逸夫教授は「正当に主張しようとするもの」(同「行政法上の不確定法概念 西ドイツにおける論議について」法学論叢62巻2号、1956年、50頁)と解され、山田準次郎教授は「首肯できるもの」(同『自由裁量論』有斐閣、1960年、469頁)と訳されている。

もし以上の私の疑問が正しいとすれば、これまでの Vertretbarkeitslehre の日本語の呼

称の変更と、内容の理解についての部分的修正が必要になる。専門家のご教示を乞う次第である。

- 61) 第1追加議定書52条2項は次の通り規定する。
- 2 攻撃は、厳格に軍事目標に対するものに限定する。軍事目標は、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限る。
- 62) 掲載誌 VersR は Versicherungsrecht の略。
- 63) NATO 軍地位協定8条5項は、締約国の軍隊のメンバーまたは文民部門のメンバーの公務上の作為不作為により、受入国の領土において締約国以外の第三者（傍点山手）に与えた損害に対する請求権の処理に関する規定であり、そのeは、確定した損害賠償額の締約国間での配分方法に関する規定である。本文ではそのiiとiiiしか引用されていないが、iも含めて以下に示す。
- i. 一つの派遣国のみが責任あるときは、裁定または宣告された額は、受入国が25%、派遣国が75%分担する。
 - ii. 一つ以上の国が責任あるときは、裁定または宣告された額は、関係国の間で均等に配分する。ただし、受入国が責任ある国の一つでないときは、その額は各派遣国の半分とする。
 - iii. 損害が締約国の軍隊によってひき起こされ、かつその損害をこれらの軍隊のいずれかの責任として特定することができないときは、裁定または宣告された額は、関係締約国の間で均等に配分する。ただし、受入国が責任ある国の一つでないときは、その額は関係各派遣国の半分とする。
- なお、NATO 軍地位協定は、英文（および仏文、露文）が NATO の公式ホームページから入手可能である（<http://www.nato.int/docu/basicxt/b510619a.htm>）。
- 64) この点に関連するので、NATO 軍地位協定8条5項のeに至る前のa～dの条文も以下に訳出しておく。
- a. 請求は、受入国の自国軍隊の行動から生じる請求に関する法律および規則に従って提起され、審理され、および和解されまたは裁判されなければならない。
 - b. 受入国は、かかるすべての請求を和解によって解決することができる。合意されたまたは裁判によって決定された額の支払は、受入国によりその通貨でなされなければならない。
 - c. 和解に従ってなされたもしくは受入国の権限ある裁判所による判決に従ってなされたかかる支払、またはかかる裁判所による支払拒否の最終判決は、締約国を拘束しかつ最終的効力を有する。
 - d. 受入国によって支払われたすべての請求は、完全な詳細事項および以下のeのi、ii、iiiに従った配分案を添えて、関係派遣国に通知しなければならない。2ヶ月以内に返答がないときは、配分案は受諾されたものとみなす。

（未完）